

V 消費者の自立支援と消費者教育・啓発の推進

1 各種出前講座やセミナーの開催

(1) 消費者被害防止出前講座の開催 (単位：回、人)

	対 象	回 数	参 加 者
出 前 講 座	小・中学生	17	1,271
	高校生	17	1,441
	大学生・専門学校生	3	120
	高齢者	9	290
	その他	6	188
合 計		52	3,310

(2) エシカル消費出前講座の開催 (単位：人)

開 催 日	主 催 者	人 数
3月26日	一般社団法人群馬県卸売市場連合会	36
合 計	1回(延べ)	36

(3) 消費者月間の実施

県民に対して効果的に消費者問題に関する啓発を行うため、令和5年度のテーマ「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」に基づき、県立図書館及び県民センター「情報発信コーナー」で月間ポスター、リーフレット類、啓発グッズ等を展示し、消費者月間（5月）の周知を行った。

○県立図書館連携展示及びリーフレット等の配布

- ・期日：4月28日（金）～5月31日（水）
- ・場所：県立図書館

○ポスターの展示やリーフレット・啓発物品の配付

- ・期日：5月16日（火）～6月14日（水）
- ・場所：群馬県庁2階 県民センター 情報発信コーナー

(4) 科学教室の開催

群馬県食品安全検査センターと共催で群馬県消費生活センター・食品安全検査センター科学教室を開催した。

- ・内容 夏休み親子で学ぶ「プラスチックとそのリサイクル」
- ・参加者 20組 43名

(5) エシカル消費の普及啓発（再掲）

- ・出前講座の開催（1回、参加者36名）

2 情報の提供

(1) ぐんまぐらしのニュースの発行 (図3)

号 (発行月)	内 容
372号 (7月)	・ 出前講座を活用してみませんか? ・ 「消費生活相談員資格」取得に挑戦してみませんか? ・ 個人の借金に関する無料相談会を開催します
73号 (2月)	・ 点検商法、訪問購入、不審なSMS・メール、通信販売に関する相談事例と注意点について
374号 (3月)	・ 暮らしのレスキューサービス、インターネットで見つけたロードサービス、ロマンス投資詐欺、不審な自動音声の電話に関する相談事例と注意点について



(図3)

(2) 緊急情報提供 (再掲)

注意が必要な相談情報を県内市町郡消費生活センターへ提供し、注意喚起等を行った。

- ① 県内エステ等運営事業者の事業停止に係わる相談について
- ② 中古車販売・買取会社の相談に関する取材対応について
- ③ 県内エステ等運営事業者の事業停止に係わる相談について
- ④ 電気料金が安くなることを謳う訪問販売業者について
- ⑤ 県内貸金業者の口座凍結について
- ⑥ 給湯器の点検商法を行う事業者について
- ⑦ 弁護士との保険申請の委任契約に係る相談について

提供回数	7回
------	----

(3) メールマガジン「消費者ホットぐんま」による情報提供 (再掲)

月に1~2回程度配信し、点検商法や悪質商法への注意喚起や「ぐんまぐらしのニュース」の情報等をメールで配信するとともに、読者の募集を定期的に行った。

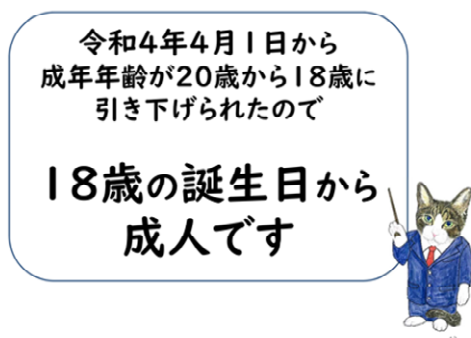
配信回数	15回
------	-----

(4) 消費生活センター内展示

消費生活センター入口に消費者被害防止等のポスター掲示やパンフレットを設置し、消費者啓発を図った。

3 教材等の作成

令和元年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材 (高校生向け)」及び令和3年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校向け)」を更新し、各高等学校等での活用を推進した。



教材の内容
(県 HP)

VI 消費者取引の適正化推進

1 特定商取引法・群馬県消費生活条例に基づく事業者指導等の実績 (単位：件)

区分 年度	法に基づく措置			条例に基づく措置			行政指導			
	指示	業務停止	業務禁止	勧告	情報提供	公表	文書指導	口頭指導	注意	計
平成18年度	—	—	—	—	—	—	2	4	18	24
平成19年度	—	—	—	—	1	—	2	9	20	31
平成20年度	—	2	—	2	—	1	1	8	11	20
平成21年度	—	—	—	1	—	—	1	8	6	15
平成22年度	1	1	—	2	1	—	—	10	2	12
平成23年度	—	1	—	—	—	—	—	7	—	7
平成24年度	1	—	—	1	—	—	—	7	1	8
平成25年度	1	1	—	—	—	—	—	7	1	8
平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	6	1	7
平成28年度	—	1	—	1	—	—	1	3	—	4
平成29年度	—	1	—	1	—	—	—	5	—	5
平成30年度	1	2	2	1	—	—	—	4	—	4
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和2年度	1	1	3	—	—	—	—	2	—	2
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6

注1 「口頭指導」は来庁させた上で指導確認書又は業務改善計画書等を求めたもの。

2 「注意」は現地訪問又は架電して口頭指導のみを行い、指導確認書等を徴さないもの。

3 「公表」は条例第26条第2項に規定する「資料提出要求」に応じなかったことに対する措置。

2 景品表示法・群馬県消費生活条例に基づく事業者指導等の実績 (単位：件)

区分 年度	法に基づく措置	条例に基づく措置			行政指導等		
	指示・措置命令	勧告	情報提供	公表	文書注意	口頭注意	アドバイス
平成 18 年度	—	—	—	—	2	5	—
平成 19 年度	—	—	—	—	—	9	—
平成 20 年度	—	—	—	—	1	8	—
平成 21 年度	—	—	—	—	—	5	7
平成 22 年度	—	—	—	—	2	5	4
平成 23 年度	—	—	—	—	—	5	9
平成 24 年度	—	—	—	—	2	6	4
平成 25 年度	1	—	—	—	—	13	13
平成 26 年度	H26.12 法改正 (指示→措置命令)	—	—	—	—	2	9
平成 27 年度	—	—	—	—	—	4	11
平成 28 年度	—	—	—	—	—	3	7
平成 29 年度	—	—	—	—	—	5	9
平成 30 年度	—	—	—	—	—	2	—
令和元年度	—	—	—	—	—	7	4
令和 2 年度	—	—	—	—	—	1	10
令和 3 年度	—	—	—	—	—	2	26
令和 4 年度	—	—	—	—	—	2	26
令和 5 年度	—	—	—	—	—	2	19

Ⅶ 消費生活協同組合運営の適正化推進

1 指導検査の実施

消費生活協同組合における、消費生活協同組合法等法令遵守の徹底や不祥事の防止を図る観点から、計画的な指導検査を実施した。

(令和 5 年度の指導検査実施状況：4 生協)

期日	実施生協
令和 5 年 11 月 9 日	群馬県共済生活協同組合
令和 5 年 12 月 26 日	群馬県労働者生活協同組合
令和 6 年 1 月 11 日	群馬県庁生活協同組合
令和 6 年 1 月 30 日	生活協同組合パルシステム群馬

Ⅷ そ の 他

1 製品の安全確保

令和5年度立入検査実施状況（35市町村で実施した結果を集計）

（1）家庭用品品質表示法 【立入販売店舗数 64店舗（実数）】 （単位：項目、点数）

	実施項目数	一部不備点数	表示者不明点数
繊維製品（ハンカチ等）	4	0	0
合成樹脂加工品（食器等）	4	0	0
電気機械器具（電気ホットプレート等）	5	0	0
雑貨工業品（ティッシュペーパー等）	5	0	0
計	18	0	0

（2）消費生活用製品安全法 【立入販売店舗数 60店舗（実数）】 （単位：店、点）

品目名	検査総店舗数	不適正表示点数			
		一部不備	無表示	総点数	
特定製品	乳幼児用ベッド	60	0	0	0
	携帯用レーザー応用装置	60	0	0	0
	浴槽用温水循環器	60	0	0	0
	登山用ロープ	60	0	0	0
	家庭用圧力なべ及びかま	60	0	0	0
	乗車用ヘルメット	60	0	0	0
	石油給湯器	60	0	0	0
	石油ふろがま	60	0	0	0
	石油ストーブ	60	0	0	0
	ライター	60	0	0	0
	磁石製娯楽用品	60			
吸水性合成樹脂製玩具	60				
特定保守製品	石油給湯器	25	0	0	0
	石油ふろがま	25	0	0	0
計（延べ数）		770	0	0	0

※令和5年5月19日の改正により、特定保守製品に2品目（磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具）追加された。

（3）リコール情報の案内

製品安全関係のホームページを作成し、「消費者庁リコール情報サイト」へのリンクを設定し、注意喚起した。

2 金融広報推進

(1) 金融知識の普及

ア 「ぐんま金融広報だより」 年1回発行(6年3月)

作成部数：2,000部

配布先：各市町村、各消費生活センター、各教育機関(学校含む)、各公民館、各地域包括支援センター、各社会福祉協議会、金融広報アドバイザーによる出前講座の受講者、群馬県金融広報委員会委員など

イ 群馬県金融広報委員会のホームページ更新(随時)

ウ 金融広報中央委員会発行刊行物及び各種コンクール募集を広報

(2) 金融教育の支援

金融広報アドバイザーによる出前講座(50回実施)

市町村や図書館、公民館などの公的機関、自治会などの地域団体、地域包括支援センターなどの社会福祉団体、学校やPTAなどが主催する講演会や学習会などに金融広報アドバイザーを派遣し、身近な金融に関する幅広い知識・情報の提供や金銭金融教育等の学習支援を行った。